

ふくい

社会保険

職場から、県民一人ひとりの安心・健康な暮らしを

4・5²⁰²⁵
月号

令和7年度 施設利用補助券（年間利用券）のご案内

6月に「社会保険事務講習会」を開催します！

令和7年度 労働保険年度更新のご案内

マイナ保険証への移行に伴うお知らせ

令和7年度 年金額改定のお知らせ

シリーズ 「ねんきんネット」の便利な活用法

新発見！再発見！
Discover
ふくい

田植えの季節／大野市

大野市ではゴールデンウィーク前に芝桜の見頃を迎えます。田植えに向け、田んぼに水が引かれたところを撮影しました。この美しい芝桜の景観づくりに取り組む農家の方々に感謝。毎年楽しみにしています。

●撮影／monaka.218さん

職場内で
回覧しましょう

令和7年度 施設利用補助券(年間利用券)のご案内



4月からご利用できる福利厚生事業のご案内です。企業レクリエーションの計画や従業員とご家族のイベントとしてぜひご利用ください。

1

越前松島水族館



- 料金(一般料金からの割引額)／
おとな(16歳以上・高校生) 600円
こども(小・中学生) 400円
幼 児(3歳以上・未就学児) 300円

下呂・ぎふ長良川温泉



- 補 助 額／宿泊利用料金等の一部として 500円を助成
- 利用施設／下呂温泉36施設、
ぎふ長良川温泉5施設

※下呂温泉については令和7年12月31日までのご利用となります。

2

東京ディズニーリゾート



- 補助額／施設利用料金等の一部として1,000円の補助
- 利用施設／東京ディズニーランド、
東京ディズニーシー、ディズニーホテル、
東京ディズニーリゾートオフィシャルホテル

※当会よりコーポレートプログラム利用券を入手後、令和7年4月1日から令和8年3月31日の間に東京ディズニーリゾートアプリを通じて手続きを行います。
ご利用可能期間最終日は令和8年5月31日までとなります。
(3月31日に申込手続きを行う場合、2カ月前の5月31日までが有効期間)



申し込みは①②それぞれの申込書をご利用ください！
①越前松島水族館、下呂温泉・ぎふ長良川温泉宿泊助成券 申込書(共通)
②東京ディズニーリゾート・コーポレートプログラム利用券申込書
申込書はホームページよりダウンロードをお願いします。手順は次のとおりです。
ホームページ > 事業案内 > 福利厚生事業 > 宿泊・レジャー > ①、②の希望補助券 > お申込はコチラ

令和7年度事業計画および予算が決まりました

令和7年3月10日、一般財団法人福井県社会保険協会通常理事会および臨時評議員会が開催され、令和7年度事業計画および予算案等について審議が行われました。

同日、令和7年度事業計画および予算案等が決議されたことを受け、下記のとおりご案内いたします。また、ホームページでも詳細についてご覧いただけます。

令和7年度も引き続き当協会事業にご理解とご協力をお願いいたします。

経常収益の部 (千円)		経常費用の部 (千円)		会費負担割合 (円)	
科 目	予算額	科 目	予算額	被保険者数 ※1	年会費 ※2
基本財産運用益	1	広報活動事業	8,528	19人以下	3,500
特定資産運用益	1	制度普及啓発事業	4,087	20人～29人	4,500
受取会費	35,872	健康づくり啓発事業	369	30人～49人	6,000
雑収益	6	福利厚生事業	8,093	50人～69人	7,500
計	35,880	管理費	19,305	70人～99人	9,500
		計	40,382	100人～299人	18,500
		一般正味財産増減額	▲4,502	300人～499人	30,500
		一般正味財産期首残高	44,343	500人～999人	51,000
		一般正味財産期末残高	39,841	1,000人以上	60,500

※1 毎年12月20日現在の被保険者数
※2 健康保険組合事業所は100分の70

令和7年度社会保険事務講習会を開催いたします!

6月24日(火)から7月2日(水)までの間、県内6会場において社会保険事務講習会を開催いたします。

この講習会は実務講習会として開催いたしますので、講師は福井労働局、日本年金機構、全国健康保険協会の職員の方が行います。健康保険・厚生年金保険・雇用保険等の制度改革に関する解説や事務手続きのポイント、テーマに合わせた内容を詳しく聞くことができる講習会です。

初めて担当となられた方や各企業の年金委員・健康保険委員の皆様ぜひご参加いただきたいと思います。お申し込みをお待ちしています。

開催日時・会場



予約制となりますので
お申し込みのうえ
ご参加ください!



開催日	定員	会場	所在地
6月24日(火)	45名	福井県自治会館 201研修室	福井市西開発4-202-1
6月25日(水)	60名	サンドーム福井管理会議棟 小ホール	越前市瓜生町5-1-1
6月26日(木)	50名	坂井地域交流センターいねす 交流ホール	坂井市坂井町蔵垣内34-14-1
6月27日(金)	25名	福井県立若狭図書学習センター 講堂	小浜市南川町6-11
6月30日(月)	45名	福井県自治会館 201研修室	福井市西開発4-202-1
7月1日(火)	30名	多田記念大野有終会館結とぴあ 303号室	大野市天神町1-19
7月2日(水)	40名	敦賀市中郷公民館 大会議室	敦賀市羽織町36-1

- 各会場ともに13時30分～16時30分で行います。
- 各講師のテーマにつきましては、ホームページ上でご案内いたします。

申込方法

申込書をメール
もしくはFAXにて
お送りください!



申込書はホームページよりダウンロードをお願いいたします。手順は次のとおりです。

ホームページ > 事業案内 > 広報活動事業 > 制度普及啓発事業 > 社会保険事務講習会 > お申込はコチラ

●申込期限

令和7年6月13日(金)

※申込締め切り後、当日お持ちいただく
受講用はがきを送付いたします。

●申込方法

申込書に必要事項を記入し、メールに添付していただくか
もしくはFAXでお送りください。

【メール】info@fukui-shahokyo.jp 【FAX】0776-53-8112

労働保険年度更新期間は
6月2日(月)～7月10日(木)です!

令和7年度 労働保険年度更新のご案内



令和7年度労働保険年度更新にあたり、福井労働局、労働基準監督署、公共職業安定所、社会保険・労働保険徴収事務センター(福井・武生・敦賀年金事務所内)の窓口において、6月2日(月)から「労働保険年度更新申告書」の受付を開始します。

労働保険年度更新とは?

労働保険(労災保険・雇用保険)は、4月1日から翌年3月31日までを一保険年度としており、年度更新期間中に令和6年度にかかる保険料の確定精算を行うとともに、令和7年度にかかる概算保険料の申告・納付の手続きを行うものです。

労働保険に加入している事業主は
**7月10日(木)までに
年度更新の手続きを!**

5月下旬頃にお手元に届く
申告書にて手続きしてください。



申告書の受付は労働局・労働基準監督署の各窓口のほか、下記の会場でも行います!

受付時間/10:00～15:30(すべての会場)
申告書の提出は最寄りの受付会場をご利用ください。

福井労働基準監督署(0776-54-7722)
福井公共職業安定所(0776-52-8150) 三国公共職業安定所(0776-81-3262)

開催月日	会場	電話番号	所在地
6/24㊤	ショッピングシティベル(3階 あじさいホール)	0776-34-1717	福井市花堂南2-16-1
6/26㊤	ラプリーパートナーエルパ(2階 エルパホール)	0776-57-2525	福井市大和田2-1212
7/3㊤	坂井地域交流センターいねす(情報ロビー)	0776-72-7600	坂井市坂井町蔵垣内34-14-1

敦賀労働基準監督署(0770-22-0745)
敦賀公共職業安定所(0770-22-4220) 小浜公共職業安定所(0770-52-1260)

6/20㊤	小浜市働く婦人の家(3階 大会議室)	0770-52-7002	小浜市大手町4-1
7/3㊤	プラザ萬象(会議室1・会議室2)	0770-22-9711	敦賀市東洋町1-1
7/9㊤	小浜市働く婦人の家(3階 大会議室)	0770-52-7002	小浜市大手町4-1

武生労働基準監督署(0778-23-1440) 武生公共職業安定所(0778-22-4078)

6/13㊤	ハローワーク武生 会議室	0778-22-4078	越前市府中1-11-2 アル・プラザ武生4階
6/26㊤	サンドーム福井 福井ものづくりキャンパス 103、104研修室	0778-21-3106	越前市瓜生町5-1-1
7/7㊤	サンドーム福井 福井ものづくりキャンパス 103、104研修室	0778-21-3106	越前市瓜生町5-1-1

大野労働基準監督署(0779-66-3838) 大野公共職業安定所(0779-66-2408)

6/17㊤ ～19㊤	大野労働基準監督署(1階 会議室)	0779-66-3838	大野市弥生町1-31
6/26㊤	JA福井県勝山支店(2階 202会議室)	0779-88-0342	勝山市滝波町5-701
7/8㊤	大野労働基準監督署(1階 会議室)	0779-66-3838	大野市弥生町1-31

上記受付会場のほか、各労働基準監督署、各公共職業安定所、福井労働局総務部労働保険徴収室、社会保険・労働保険徴収事務センター(各年金事務所内)においても受付を行っていますので、ご利用ください。

●上記受付会場(枠内12会場)、公共職業安定所及び社会保険・労働保険徴収事務センター(各年金事務所内)では、申告書の受付のみを行っており、保険料納付はできません。

なお、年度更新の手続きは、電子申請でも受付をしております。



●電子申請

政府が運営するポータルサイト
「電子政府の総合窓口(e-Gov)(イーガブ)」
をご確認ください。
※電子申請による申告書については、6/1㊤～受付開始
e-Govウェブサイト(<https://www.e-gov.go.jp>)

電子政府の総合窓口

検索

労働保険料の納付については、口座振替が
便利です!

●労働保険料納付の口座振替

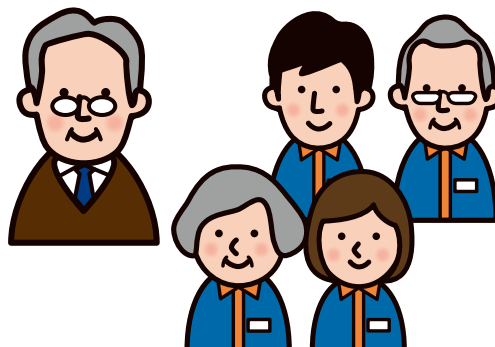
申込用紙は労働局・労働基準監督署
の窓口のほか、厚生労働省ホーム
ページからもダウンロードできます。



厚生労働省 労働保険料 口座振替

検索

ぜひご利用ください!



マイナ保険証への移行に伴うお知らせ

令和6年12月2日をもって、従来の健康保険証の新規発行・再発行事務はすべて終了しました。現在は「マイナ保険証」が基本であり保険証の仕組み・取扱いルールが変更されています。

就職・転職など異動時期となる4月、従業員やそのご家族が協会けんぽに加入された際の手続き等についてお知らせします。

マイナ保険証で受診するメリット

診療や処方薬情報が医師・薬剤師と共有できるなど、よりよい医療が受けられます。

医療機関や薬局へはマイナ保険証で受診するよう、従業員の皆様にお声がけをお願いします！



※健康経営優良法人認定制度に、事業主によるマイナ保険証利用促進取組状況の項目が追加される予定です。

新たに従業員やそのご家族が協会けんぽに加入された際は、事業主様に以下のものをお送りします。



発行対象や役割が異なります！

① 資格情報のお知らせ (紙製)



● 発行対象者

資格取得届や被扶養者異動届により協会けんぽに新規加入された方、新たに扶養となった方全員

● 送付の目的

各種健康保険の手続き時に必要な記号番号等の確認のため

● 受診時の使い方

オンライン資格確認が利用できない医療機関を受診する際に、マイナ保険証とともに提示

資格情報のお知らせ



マイナ保険証



② 資格確認書 (プラスチック製)



● 発行対象者

- ① **新規加入者**：令和6年12月2日以降、資格取得届や被扶養者異動届提出の際、マイナ保険証をお持ちでない本人からの申請に基づき、資格確認書発行要否欄に「発行が必要」とチェックをした場合、事業所を経由して発行
- ② **既存加入者**：令和6年12月1日までに資格を取得されている方で、マイナ保険証をお持ちでない方に対し、令和7年9月～11月にかけて発行する予定

● 送付の目的

マイナ保険証を利用できない方が医療機関等を受診する際に必要のため

● 受診時の使い方

従来の「健康保険証」と同じように提示(有効期限は最大5年間)

「資格取得届」「被扶養者異動届」の提出時の注意点

マイナンバーを記載

記載がない場合、マイナ保険証が使用できるようになるまでに時間を要する場合があります。
(記載がある場合は、受理後2～5営業日程度で利用可能)



就職後5日以内に日本年金機構に提出を

上記②「資格確認書」の発行が必要かどうか

マイナ保険証を持っていない方で「資格確認書」の発行を希望する方は、チェックを入れてください。

令和7年度 年金額改定のお知らせ

年金額は、前年度から
1.9%の引き上げです!



年金額は、年金制度の支え手である現役世代の保険料等の負担能力に応じた給付とする観点から、物価や名目手取り賃金の変動に応じて毎年改定を行う仕組みとなっています。

令和7年度の年金額は、名目手取り賃金変動率(2.3%)が物価変動率(2.7%)を下回るため、改定ルールに基づき名目手取り賃金変動率を用いて改定されました。

また、マクロ経済スライドによる調整(▲0.4%)が行われた結果、年金額改定率は前年度よりプラス1.9%となりました。

【年金額改定の仕組み】

(1) 物価変動率と名目手取り賃金変動率を比較

- 前年(令和6年)の消費者物価指数(CPI)の変動率 **+2.7%**

物価変動率: **+2.7%**

比較

- 直近3年度(令和3年度~5年度)の実質賃金変動率 **▲0.4%**

+

- 前年(令和6年)の消費者物価指数(CPI)の変動率 **+2.7%**

名目手取り賃金変動率: **+2.3%**

(2) マクロ経済スライドによる調整

- 被保険者の変化率 **▲0.1%**
- +
- 平均余命の伸び率を勘案した一定率 **▲0.3%**

令和7年度のマクロ経済スライド調整率: **▲0.4%**

名目手取り賃金変動率が物価変動率を下回る場合は、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする観点から、名目手取り賃金変動率を用いて改定することが法律で定められています。詳しくは右記2次元コードからご確認ください。



年金額改定率 **+1.9%**

【令和7年度年金額の例】

	令和6年度(月額)	令和7年度(月額)
国民年金 ※1 老齢基礎年金(満額):1人分	68,000円	69,308円 (+1,308円)
厚生年金 ※2 夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額	228,372円	232,784円 (+4,412円)

6月に支払われる年金
(令和7年4月分・5月分)から
引き上げ後の額でのお受け取りとなります。
また、年金額改定のご案内
(年金額改定通知書)は、
6月のお振り込み前にお送りします



※1: 昭和31年4月1日以前生まれの方の老齢基礎年金(満額1人分)は、月額69,108円(対前年度比+1,300円)です。

※2: 男性の平均的な収入(平均標準報酬(賞与含む月額換算)45.5万円)で40年間就業した場合に受け取り始める年金(老齢厚生年金と2人分の老齢基礎年金(満額))の給付水準です。

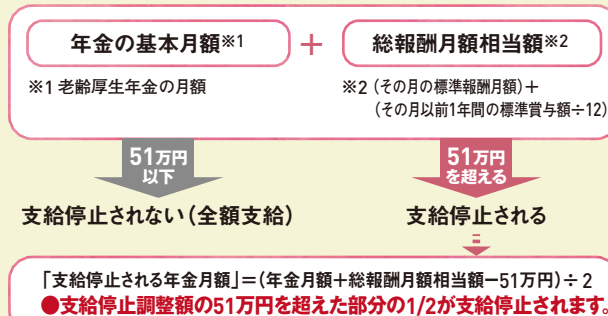
在職老齢年金について(支給停止調整額の改定)

在職老齢年金は、賃金(賞与含む)と老齢厚生年金の合計額(月額)が、支給停止調整額を上回る場合には、上回った金額の1/2の年金額を支給停止する仕組みです。

支給停止調整額は、名目賃金の変動に応じて改定され、令和7年度の支給停止調整額は「51万円」となりました。

支給停止調整額	令和6年度	令和7年度
	50万円	51万円

6月に支払われる年金(4月分・5月分)から!



社会保険事務を担当されている皆様へ～主な手続きについて～

社会保険に関する事務は、従業員とご家族に関する健康保険や年金加入記録を生涯にわたって正確に管理するための重要な役割を担っています。

ご負担いただく保険料を正しく計算し、将来安心して年金をお受け取りいただくために、社会保険事務担当者の皆様にぜひ押さえていただきたい、繁忙時期等における主な手続きをお知らせします。

繁忙時期	主な届書など	ポイント
3～4月	資格取得届	●従業員の社会保険加入のための届出です ●報酬月額が1カ月分の見込み額を記入します
	資格喪失届	●退職者など社会保険資格の喪失のための届出です ●退職日から5日以内に提出
	被扶養者異動届	●家族を被扶養者に追加・削除するための届出です ●就職した扶養家族の削除手続きを忘れずに!
6～7月	算定基礎届 (定時決定)	●9月から1年間の標準報酬月額を決定するための届出です ●社会保険加入の全従業員について、4月から6月に支払われた報酬額を届出 ●6月中旬以降に、算定基礎届の提出についての案内をお送りします ●7月10日までに提出してください
7～8月・12月	賞与支払届	●標準賞与額を決定するための届出です ●賞与を支給したときは、支給日から5日以内に提出を ●賞与支払予定月をお届けいただいている事業所の場合、支給対象月の前月に案内をお送りします
9～10月	保険料の確認	●7月にご提出いただいた算定基礎届に基づき、9月分保険料(10月の納入告知分)からの標準報酬月額が決定されます。給与からの控除額について確認をお願いします
随時	月額変更届 (随時決定)	●報酬額に大幅な変動があったときの届出です ●昇給・降給や諸手当の見直しがあった場合など、随時改定に該当しないかの確認をお願いします
	産休・育児休業	●産休中および育児休業期間中は、事業主からの申し出により保険料が免除されます
	事業所関係の変更	●事業所の所在地や名称等が変更した場合は、5日以内に届出をお願いします

人の動きに合わせた届出をすみやかにお願いします!



6月の社会保険事務講習会において、制度改正や事務処理の留意点について説明を予定しています。

シリーズ

「ねんきんネット」の便利な活用法 Vol.1 「ねんきん定期便」のペーパーレス化

まだ「ねんきんネット」を使ったことがない方へ

「ねんきんネット」でできること、便利な機能については2次元コードから動画をチェック!ぜひご利用ください。



「ねんきん定期便」とは?

年金制度に加入されている方を対象に、ご自身の年金記録を定期的にご確認いただくため、毎年お誕生日に、保険料納付状況や年金見込額をご案内している文書です。

ペーパーレス化にご協力ください!

いつでもどこでも確認できます!
スマートフォンから「ねんきんネット」にアクセスし、いつでもどこでも年金記録が確認できます。保管する手間もなく安心・安全です。

環境にやさしい!

郵送よりも早く情報を入手できます。従来の紙による「ねんきん定期便」の郵送を減らすことで環境にも優しく、効率化につながります。

「マイナポータル」との連携でさらに便利に!

- 国民年金の加入手続きや学生納付特例などの電子申請が可能です。
- 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書や、公的年金等の源泉徴収票を電子データで受け取ることができ、e-TAXを利用した確定申告がよりスムーズになります。



35歳・45歳・59歳の方には封書でお送りしています



「ねんきん定期便」ペーパーレス化はこちらから!

●まずはマイナポータルにログイン

●①マイナンバーカードと4桁のパスワード ②メールアドレスを用意

STEP1

ねんきんネットの利用登録とマイナポータルとの連携登録

マイナポータルからの利用登録方法

検索



STEP2

「ねんきん定期便」のペーパーレス化を登録

ねんきん定期便のペーパーレス化手順

検索



お問い合わせ



日本年金機構
Japan Pension Service

県内年金事務所

福井 ☎0776(23)4518

武生 ☎0778(23)1126

敦賀 ☎0770(23)9904

日本年金機構

検索

Discover ふくい

新発見! 再発見!

「美しいふるさと福井」の風景を表紙で紹介。観光地はもちろん、何気ない場所でも、実は“福井らしい魅力”があることに改めて気付いてもらえるような一枚を毎号お届けします。



表紙の場所は…

ショッピングモールVIO近くの水田／大野市

(2024年5月3日撮影)

【表紙写真募集!】

会員事業所の皆様が撮影した、とっておきの美しいふるさと福井の風景を「社会保険ふくい」の表紙に掲載しませんか? ご応募お待ちしております。

メールで件名「社会保険ふくい表紙画像」として、メール本文に ①撮影者名(紙面に掲載するもの) ②撮影場所 ③撮影日時 ④写真のタイトル ⑤写真の説明 ⑥掲載紙送付先(住所・氏名)を記載し、画像データを添付して、下記メールアドレスまでお送りください。

furusatofukui@urala.co.jp



令和7年度社会保険協会費の 納入につきて

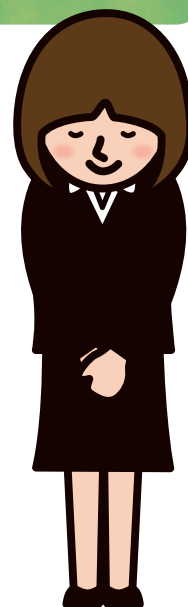
春の陽ざしにすべての物がきらめき芽生える季節を迎え、福井県社会保険協会会員事業主の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会事業にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本日、広報紙「社会保険ふくい4月・5月号」のお届けと合わせ、令和7年度福井県社会保険協会費(年会費)のご案内をお送りいたしました。口座振替をご利用の事業主様には「口座振替のお知らせ」を、払込通知書をご利用の事業主様には「払込取扱票(コンビニ専用)」を同封しております。年会費のご納入をよろしくお願いいたします。

福井県社会保険協会は、会員事業主様からの会費を唯一の財源として事業運営をさせていただいております。

ぜひとも当会事業にご賛同をいただき、引き続き事業運営にご理解とご協力をいただきますよう重ねてお願い申し上げます。



INFORMATION

●年金事務所相談のご案内(4~6月)

予約受付専用電話へ

時間／8:30~17:15

※月曜(休日の場合は週初めの平日)
は19:00まで

※第2土曜は9:30~16:00

休み／土・日曜、祝日

※第2土曜は休日相談日

●出張相談所の相談日時

事前に直接年金事務所へ
電話ご予約のうえ、
当日は必ず予約時間までに
お越しください

(注) 12:00~13:00は休憩時間と
させていただきます。

勝山市民会館	5月8日(木) 6月12日(木)	10:00~15:30
大野商工会議所	4月24日(木) 5月22日(木) 6月26日(木)	10:00~15:30
小浜市文化会館4階 (小浜市役所横)	4月24日(木) 5月8日(木)・22日(木) 6月12日(木)・26日(木)	10:00~15:00

年金相談の予約をご利用ください!

(受付時間) 月~金(平日) 8:30~17:15

予約受付
専用電話

0570-05-4890

福井年金事務所 ☎0776(23)4518(自動音声案内)
武生年金事務所 ☎0778(23)1126(自動音声案内)
敦賀年金事務所 ☎0770(23)9904(自動音声案内)

令和7年4月15日

(記事提供) 厚生労働省福井労働局、日本年金機構 福井・武生・敦賀 年金事務所、全国健康保険協会福井支部
(発行) 一般財団法人 福井県社会保険協会 (制作) 株式会社 ウララコミュニケーションズ